

## 善導の尊称について

曾 和 義 宏

はじめに

こんにち我々は、善導（六一三—六八一、祖師に対する尊称はすべて略す）を、「善導大師」と、「大師」という尊称を付けて呼んでいる。<sup>(1)</sup>

善導の受容は、法然など浄土教者だけに限定されるものではないということが既に指摘されているが、このように、善導に<sup>(2)</sup>対して「大師」号をつけて呼ぶようになったのは、いったいどの時代からであり、そのように呼び始めたのは誰なのか。その点に注目して善導受容の一端を探ってみたい。

### 一. 法然の遺文内における善導の尊称

#### I. 『善導十徳』

私事ではあるが、この問題について考察しようとした出発点は、『善導十徳』が法然の著作であるのか、という疑問について考えたことであった。

『善導十徳』が法然の著作であるのか、その真偽についての研究としては、大橋俊雄氏の「善導十徳——伝法然上人撰述書研究 其三<sup>(3)</sup>」がある。この中で大橋氏は、「善導十徳の著者は寧ろ法然ではなしに、法然の教えをうけて、今なお天台教団に身をおく僧の手によって撰述されたものではあるまいか。」と結論づけている。

その理由として、以下の二点を挙げている。<sup>(4)</sup>

①教判の面から。すなわち「徳を歎ずるにあたり、本地・垂迹・観心の三門に分ち、本地門を更に本地と相即の二面から見てゐること」をあげ、「本地・垂迹・観心という三門分別は日本天台の所説であるらしい」こと。

②『往生大要抄』との関連から。『往生大要抄』には

善導の十徳の中に、はじめの至誠念佛の徳をいだすにも、一心に念佛してちからのつくるにあらざればやまず、乃至寒冷にも又あせをながす、この相状をもて至誠をあらはすなどあるなれば、(中略)かれは別して善導一人の徳をほむるにてこそあれ、これは通じて一切衆生の往生を決するにてあれば、たくらぶべくもなき事なり(傍線筆者)<sup>(5)</sup>

と、「善導の十徳」として、『善導十徳』が引用されている。この中で傍線部の「かれは別して」以下の部分について、同一著者によって撰述されたものではないことは(中略)「十徳」の著者をして「かれ」という第三人称を用いていることよつて知ることができる。「かれ」とは誰人であるかについては知ることが出来ないけれども(以下略)としてゐる。

以上の二点の理由をもつて、大橋氏は『善導十徳』を法然の著作ではない、と結論づけているのである。しかし、この②について、「かれ」とは、法然以外の特定の人物と解釈されてい

るが、これは特定の人物ではなく、「彼の書」として『善導十徳』を指しているのであつて、特定の人物を指しているのではないと考えるのが妥当であろう。そうなると、②を、『善導十徳』が法然の著作ではない、とという結論に導く根拠とするには多少の問題があると考えられる。

さて、この大橋氏の指摘した二点以外に、『善導十徳』は法然の著作ではないと考えられる理由がある。それが善導の尊称なのである。

善導の十徳の中、第五の徳である「造疏感夢の徳」には、このようにある。

五造疏感夢徳者、来意云々。就感夢有二。前夢後夢也。言前夢者、善導大師欲造觀經疏先七日祈請之感靈夢(傍線筆者)<sup>(6)</sup>

と、傍線部のように「善導大師」となつてゐる。この第五の徳の部分について、古本『漢語灯録』と正徳版『漢語灯録』の該当部分を比較すると、次のようになる。

古本『漢語灯録』<sup>(7)</sup>

五造疏感夢徳者、来意云々

就感夢有二、前夢後夢也。

言前夢者、善導大師欲造觀經

正徳版『漢語灯録』<sup>(8)</sup>

五造疏感夢徳者

就此有二、謂前夢後夢也。

言前夢者、師欲造觀經疏、而

疏、先七日祈請之感靈夢。其

靈夢狀具載疏第四卷末云々。

聖徳太子、造法花疏時云々。

次後夢者、造疏已後又七日祈請之云々。

造已祈請其例非一。花嚴澄觀

云々。慈覺大師兩經疏云々。

礼讚、觀念法門等、源出於此

疏意。若夢此疏靈夢証定者、

礼讚、觀念門、何必用之乎。

先七日祈請其事、即感靈夢。

其狀具載疏第四卷。

例、如吾朝聖徳太子、造法花

疏時、即人夢殿金人東來指示

深義也。

次後夢者、造疏已後又七日祈請之云々。

造疏求加護於三宝感得靈夢、

其例非一。如華嚴澄觀、本邦

慈覺大師等也。

## II. 『選択集』

法然の主著である『選択集』においては、「善導」と名前が出る例は三十七例ある。そのうち、「善導」と、尊称がない例が二十三例、「善導和尚」というように、「和尚」という尊称がつく例が十三例、である。ただ一例のみ「善導禪師」という呼び方をしている箇所がある。それは第一章の、浄土宗の師資相承血脈を示す部分に於いて、

二者菩提流支三藏曇鸞法師道綽禪師善導禪師懷感法師小康

法師。已上出唐宋兩伝。<sup>(9)</sup>

という部分である。ここでは「禪師」という尊称を付けて呼んでいる。

## III. 『逆修説法』諸本

この「善導禪師」という呼び方は、どのような部分に現れるのであろうか。『選択集』以外の法然の遺文を調査したところ、やはり善導に対しては「善導」、もしくは「善導和尚」という呼び方しかなく、「善導大師」と呼ぶ例は発見できなかった。

また「善導禪師」と呼ぶ例について、すなわち「禪師」という尊称も、ある限定された箇所だけに現れるということが明らかとなった。その限定された箇所とは、浄土五祖を列挙する部分ということである。

この「善導大師」という用例が、法然の著作に果たして存在するのか。その点に絞って、他の著作に見られる善導の尊称について検討してみることにはしたい。

このことについては、『逆修説法』においてより顕著となる。『逆修説法』では、第五七日において、浄土五祖について説かれるのであるが、

今此五祖者、先曇鸞法師道綽禪師善導禪師懷感禪師小康法師等也。<sup>(10)</sup>

となっている。これが浄土五祖それぞれの行状について説く部分になると、「善導和尚」、あるいは「善導」となるのだが、その中で「道綽三罪」のエピソードの部分のみ、

道綽言我往生一定歟可奉問仏者、善導禪師承命、即入定奉問阿弥陀仏、仏言、道綽者有三罪、速可懺悔。<sup>(11)</sup>

と、「善導禪師」となっている。<sup>(12)</sup>これ以外は『逆修説法』においても、すべて「善導」、もしくは「善導和尚」となっている。<sup>(13)</sup>

#### IV. 『類聚浄土五祖伝』

『選択集』や『逆修説法』五七日に出る、浄土五祖伝の素材としては、『類聚浄土五祖伝』が挙げられる。ここでは

第三位 善導禪師 六伝<sup>(14)</sup>

と、「善導禪師」としている。善導の伝記として挙げられている六種の伝記のうち、「善導禪師」としているのは、第二番目の『瑞応伝』であり、そこでは「唐朝善導禪師」<sup>(15)</sup>とある。ここから浄土五祖を列挙する中では「善導禪師」と呼ぶようになった

ものと考えられる。先の「道綽三罪」も、『瑞応伝』所収の道綽伝が初出である。

なおその他に『念仏鏡』が「善導闍梨」としているが、これは『念仏鏡』の記述であり、法然が使っている例はない。

その他の著作においても、管見の及ぶ限り、「善導」もしくは「善導和尚」のみであり、「大師」など、それ以外の尊称で呼ばれる例は皆無であった。

以上のことから、法然が善導に対して「大師」という尊称を付けて呼ぶという例は無い、と断言できよう。

また法然は、基本的には「善導」、あるいは「善導和尚」と呼んでいたのであり、浄土五祖を列記する場合のみ「善導禪師」と呼んでいたのではないだろうか。

この点から考えると、『善導十徳』は法然の著作ではない可能性が高い。ただ可能性としては、十徳そのものだけが法然のことばで、後の解釈はまた別であるということも考えられる。この点は『善導和尚十徳抄』と比較して、善導の受容形態の一端としてさらに検討する必要があるだろう。<sup>(17)</sup>

#### 二. 良忠による「善導大師」用例の指摘

良忠の『観経疏伝通記』（玄義分伝通記）には、以下のよう

な問答を出している。

問有人称京師和尚、亦称大師、有其証耶。<sup>(18)</sup>

良忠は、善導の呼称について、人によっては「大師」と呼んでいるが、その証拠はあるのか、という問いを出している。それに對して、

又大師者、顯要記云、善導大師於禮讀中积此三心。<sup>(19)</sup>

と、中国宋代の、天台宗山外派の源清の著である『觀經疏顯要記』（以下『顯要記』と略）に、「善導大師」とする用例があるとしている。わざわざ良忠がこのような問答を挙げていることは、善導に対して「大師」という尊称を使用することが既にあったこと、しかしそのことがあまり一般的ではなかったことの現れであると言えよう。

『顯要記』は、源清が九九五年に日本に送ってきたものである。現在は失われているが、源信（九四二—一〇一七）、覺運（九五三—一〇〇七）の両者による批判の書である『觀無量壽經疏顯要記破文』（以下、『顯要記破文』と略）が残されている。<sup>(20)</sup> 残念ながら『顯要記破文』には良忠が引用している箇所は見あたらず、また善導の名前も出ていない。

また源隆国『安養集』にも、十三箇所の引用があるが、<sup>(21)</sup> 其のいずれにも良忠が示した箇所は存在しなかった。

しかし少なくとも九九五年、日本では長徳元年以降、良忠の

頃までは『顯要記』は存在したのであるから、「善導大師」という尊称の用例も、法然以前に遡及して調査する必要がある。

### 三、法然以前の典籍における善導の尊称

#### ①源信『往生要集』

まず『顯要記破文』を著した源信の著作について、善導の尊称について調査してみる。『往生要集』には、十六箇所、善導の名が明示されている。それぞれ「善導和尚」三例、「善道和尚」一例、「導和尚」、三例、「道和尚」一例、「善導禪師」二例、「導禪師」三例、「善導師」一例、「導師」二例、となっている。<sup>(22)</sup> また善導の名こそ明示されないものの、善導を指して「禪師」と呼称している例が一例あり、<sup>(23)</sup> 『往生要集』には合計十七例存在するものの、「大師」という用例は一例も存在しない。<sup>(24)</sup> よって、源信も「善導大師」という尊称は使用していなかったと言えよう。

#### ②源隆国『安養集』

つぎに、『顯要記』を引用している『安養集』について調査をしてみる。梯信曉氏によると、『安養集』では『觀經疏』が二十七回、『觀念法門』が九回、『往生礼讚』が四回引用されている<sup>(25)</sup> ということである。その中で、善導の名が明示されている

のは、「善導」が十八箇所、「善道」が四箇所、善導の誤写であろうが、「普導」となっているのが一箇所の合計二十三箇所であるが、<sup>(26)</sup>いずれも尊称は一切使用されていなかった。

③『往生拾因』、『決定往生集』

さらに、南都における浄土教関係の著作について調査をしてみる。

まず永観の『往生拾因』内では、第八因において、

善導和尚云、若得口称三昧者、心眼即開見彼浄土一切莊嚴已上。

和尚既是三昧發得之人也。豈有謬乎。<sup>(27)</sup>

と、『観念法門』の文を引用しているが、そこでは「善導和尚」あるいは「和尚」である。

また第十因においても、以下のように

又善導和尚云、行有二種。一一心専念弥陀名号。是名正定業。順彼仏願故。若依礼誦等、即名助業。除此二行、自余諸善悉名雜行已上。<sup>(28)</sup>

と「散善義」の文を引用しているが、ここでも「善導和尚」と、「和尚」という尊称を付して読んでいる。『往生拾因』内では、この二例以外に善導の名を明示する箇所は見当たらない。<sup>(29)</sup>

つぎに珍海の『決定往生集』には、『観経疏』、『観念法門』、

『往生礼讃』からの引用が見られる。善導の名を明示するのは十一箇所あるが、すべて「導和尚」であり、その他の用例は皆無であった。<sup>(30)</sup>

以上、法然以前の浄土教に関する南都北嶺の主要な著作を調査したところ、善導に対しては、「善導和尚」、「善導禪師」と、「和尚」や「禪師」という尊称が付されて呼ばれるか、尊称を付けずに呼ばれる例だけであった。「大師」という尊称で善導を呼ぶ例は無かったか、あるいは定着していなかったものと考えられよう。

結びにかえて

善導の尊称について、不十分ながら調査したところ、法然は「善導」、「善導和尚」と呼び、「善導大師」とは呼んでいなかったことが明らかとなった。

また良忠は源清『観経疏頭要記』が「善導大師」と呼んだ最初であると指摘しているが、『頭要記』が日本に送られて以後の主要な浄土教関係の典籍を調査したところ、あまり定着していなかったであろうことも明らかとなった。

もちろんこの調査は不十分なものであり、より多くの典籍を調査しなければならぬ。<sup>(31)</sup> あるいは、法然の門弟などの浄土教

者や、それだけに限定するのではなく、さらに広く調査する必要があるう。

それらの調査も現在継続中である。管見では、法然滅後に「大師」という尊称を付ける用例が現れてくるようである。以下にそれらを紹介する。

・弁長『念仏名義集』巻中(二二三一(寛喜三)年頃か)<sup>(32)</sup>

念仏ハ誠ニ今任<sup>セ</sup>善導大師教<sup>ノ</sup>依<sup>テ</sup>法然上人教<sup>ニ</sup>注シ侍ル三心<sup>ト</sup>者<sup>(33)</sup>

・貞永元年版『般舟讚』刊記(二二三一(貞永元)年)<sup>(34)</sup>

寛喜二年庚寅三月二十七日午時為首相当大師遷化五百五十年忌一如経法般舟生讚流錯(以下略)

・親鸞『高僧和讃』(二二四八(宝治二)年)

善導大師証ヲコイ 定散二心ヲヒルカヘシ

貪瞋二河ノ譬喩ヲトキ 弘願ノ信心守護セシム<sup>(35)</sup>

・鎌倉、浄光明寺、開山真阿の長老職讓状(一二九六(永仁四年)<sup>(36)</sup>年)

讓渡浄光明寺長老職事、

真子房

右、当寺者、根本慕善導大師之遺誡、持戒念仏寺也、(中略)

永仁四年正月廿三日 沙門真阿(花押)<sup>(37)</sup>

善導の尊称について

以上のように、法然滅後に「善導大師」という用例が現れてくるようである。これらの状況を受けて、良忠がその初出を明示することになったのであるう。

これらの調査が、「善導」「善導和尚」から「善導大師」と変遷していった時期や、善導受容の形態の変化を探ったり、法然が「大師」という尊称を使用しなかった理由など、種々の問題の解明に少しでも有益であることを願って、ひとまず擱筆する。

#### 註

(1) 伊藤祐晃「宗史上より観たる善導大師一千年忌と其時代」(同『浄土宗史の研究』国書刊行会、一九八四年)によると、善導の一千年忌、一六八〇(延宝八)年から、善導の尊称を「大師」に統一したということである。これは法然の大師号宣下の前提として、まず善導和尚を「善導大師」と尊号することに一定した、ということである。また伊藤唯真「初期浄土宗における善導信仰について」(藤堂恭俊編『善導大師研究』山喜房仏書林、一九八〇年)も参照されたい。

(2) 善裕昭「中世山門史料と善導」(伊藤唯真編『日本仏教の形成と展開』法蔵館、二〇〇二年)

(3) 大橋俊雄「善導十徳——伝法然上人撰述書研究 其三——」(『佛敎論叢』第九号、一九六二年)

(4) この他に第三の問題点として、『善導十徳』を構成している引文について、『新修往生伝』が中心となっていることについて、隆寛『善導和尚十徳抄』と比較しているが、著者に関する問題ではないのでここでは省略する。

- (5) 『昭法全』 五三頁
- (6) 『昭法全』 八三〇頁
- (7) 『昭法全』 八三〇頁
- (8) 『浄全』 九、四三二頁上。
- (9) 『浄土宗聖典』 三、一一頁
- (10) 『昭法全』 二六四頁。
- (11) 『昭法全』 二六五頁
- (12) この箇所は『逆修説法』諸本すべて、「善導禪師、(道綽の)命を承けて」と読ませている。しかし私見であるがここは「善導(は)、(道綽)禪師の命を承けて」と読む方が適切ではないだろうか。その理由として、法然はこの善導について説く部分において、善導にはすべて「和尚」、もしくは尊称を付けず呼んでいる。それに対して、道綽は「道綽禪師」と呼んでいる。もし法然が「道綽禪師」、「善導和尚」と尊称を統一していたならば、このような読み方が妥当ではないだろうか。
- (13) これは和文体である『法然上人御説法事』、『無縁集』、『師秀説相』においても同様である。『昭法全』二二三頁、二二五頁。ちなみに『昭法全』の『法然上人御説法事』には、二二八頁以下に『無縁集』を底本、『師秀説相』を対校本として七七日の講説が掲載されている。その中で二三一頁八行目に「然二アミタ仏願力、善導大師ノ所釈ニハ」とあるが、実際に『無縁集』、『師秀説相』の写真版を見れば、どちらも「善導和尚」となっている。つまりこの箇所に「善導大師」とあるのは、『昭法全』の誤植である。
- (14) 『昭法全』 八五〇頁
- (15) 『昭法全』 八五〇頁
- (16) 『昭法全』 八五三頁
- (17) この隆寛の撰述とされる『善導和尚十徳抄』(平井正戒『隆寛律師の浄土教附遺文集』国書刊行会、一九八四)では、第三、六、七、八、十の、それぞれの徳名が若干変わっているが、ほぼ『善導十徳』と同様の徳名を出している。ただし『善導和尚十徳抄』では、それぞれの徳がどのような典籍(善導伝、『観経疏』、『選択集』など)に出ているかを明示するだけで、徳の内容についての解説はしていない。これから考えられる可能性の一つとして、『善導十徳』、『善導和尚十徳抄』に出る十種の徳そのものだけが法然のことばであり、解説や出典などは、大橋氏の言う天台僧や、隆寛などによるものであるという推測が成り立つのではなからうか。
- (18) 『浄全』 一、八〇頁上
- (19) 『浄全』 一、八〇頁下
- (20) 上下二巻で、上巻では源信が、下巻では覚運がそれぞれ批判している。『顕要記破文』については、福原隆善「日宋天台浄土教の交渉―源信の源清記に対する見解を中心に―」(『叡山学院研究紀要』第五号、一九八二年)、同「覚運の『観無量寿経疏頭要記破文』について」(『天台学报』第二五号、一九八三年)が詳しい。
- (21) 梯信暁『宇治大納言源隆國編安養集 本文と研究』(百華苑、一九九三年) 五四五頁を参照されたい。
- (22) 福原隆善「叡山における善導教学の受容と展開」(藤堂恭俊編『善導大師研究』山喜房佛書林、一九八〇年)を参照されている。同論文には『恵心僧都全集』における該当頁も明示されている。なお同論文では、『往生要集』内では尊称が付けられないものが多く、それは天台智顛についても同様である、と指摘している。源信の善導ないし浄土教受容について重要な指摘で



あると言えよう。

(23) 『恵心僧都全集』一、二二〇頁。「観経」に説かれる三心に於いて、「善導禪師の云く」として解説を施す。その後には割註で「略抄之。経文雖在上品上生。如禪師釈者、理通九品。余師釈不能具」とある。この「禪師」が善導をさすことは明白である。これを良忠は「散善義」を指すのか、という問いを出し、「然らず」と答えている。大谷旭雄『善導「観経疏」流伝考』（小沢勇貫教授頌寿記念『善導大師の思想とその影響』大東出版社、一九七七年）は、これは「玄義分」以外に流布していなかったという前提に立つ否定であるが、そうではなく、この文はやはり「散善義」の所説によったとみるべきであり、源信が「散善義」を見た可能性は充分にある、としている。

(24) 八木貞恵『恵心教学の基礎的研究』（永田文昌堂、一九七七年再版）によると、源信が善導を引用する場合、「有師」「有云」というような用例は見えない、ということである。

(25) 梯前掲書五四五―五四六頁による。なお同様の調査は恵谷隆戒『浄土教の新研究』（山喜房仏書林、一九七六年）、中井真孝『経疏目録類より見たる善導著述の流布状況』（藤堂恭俊編『善導大師研究』山喜房仏書林、一九八〇年）でもなされているが、それぞれ結果が異なる。今は梯氏の調査に従う。

(26) 煩雑ではあるが、それぞれの用例について、梯前掲書の頁数を挙げておく。

「善導」…三六、五一、八五、一〇六、一二五、一四五、一五二、一六〇、二〇四、二三七、二六四、二八二、三二七、三二一、三三一、四八五、五一四、五一五  
「善道」…五四、六〇、六一、三二二  
「普導」…五〇五

(27) 『浄全』十五、三八四頁下。

(28) 『浄全』十五、三九一頁下。

(29) 同じく永観撰述『往生講式』には、善導の名は一切出ない。

(30) 『浄全』十五、四七五頁上、同四七九頁下、同四八一頁上、同四八三頁下、同四九〇頁上、四九一頁上（二箇所）、同四九二頁上（二箇所）、同四九二頁下、同四九六頁上。

(31) 具体的には、善前掲論文に指摘されているような典籍が考えられる。

(32) 伊藤唯真前掲論文による。年代は下巻に「歳七十二マカリ成テ」〔浄全〕十、三八二上〕とあることによる。

(33) 『浄全』十、三六九下

(34) 伊藤唯真前掲論文による。刊記は藤堂祐範『浄土教版の研究』三三頁、高橋正隆「善導大師遺文の書誌研究」（藤堂恭俊編『善導大師研究』山喜房仏書林、一九八〇年）四〇三頁に全文翻刻を載せる。また高橋論文四〇六頁には、該当の影印も所載。

(35) 『高僧和讃』善導和讃の第八首。『親鸞聖人真跡集成』第三卷（法蔵館、一九七四年）二一九頁。なお高田専修寺蔵国宝本『高僧和讃』の、善導和讃の冒頭の表題は「善導禪師付釈文二十六首」、末尾は「已上善導和尚」となっているが、『浄土真宗聖典 原典版』（本願寺出版部、一九八五年。底本は一四七三（文明五）年蓮如開版本）では、いずれも「善導大師」となっている。蓮如の頃には「善導大師」と呼ぶことが定着していたのであろうか。

ちなみに道綽和讃の末尾についても、専修寺蔵国宝本では「已上道綽和尚」とあるが、蓮如開版本では、「已上道綽大師」となっていることを指摘しておく。

- (36) 伊藤唯真前掲論文による。
- (37) 『神奈川県史 資料編2 古代・中世(2)』(神奈川県、一九七三年)二三〇頁
- (38) 曇鸞の場合も、法然は「曇鸞法師」と呼んでおり、他の諸師も同様である。しかし現在は「曇鸞大師」と呼称することが多いようである。これも親鸞『高僧和讃』に用例がある。これに対して道綽や懷感の場合は「禪師」で一定している。

付記

本稿は、平成19年度浄土宗総合学術大会において発表した内容に加筆・訂正したものである。

その発表の際、大正大学の金子寛哉先生から、以前に先生が同様の調査をしたこと、その調査結果を大学院の講義に資料として使用されたことを教わった。本稿を入稿した後に、金子先生、柴田泰山氏、石川琢道氏のご厚意により、金子先生作成の資料を頂戴した。その資料を拝見すると、金子先生は中国における善導の呼称について調査されており、本稿とは調査の対象が異なるので、敢えてそのままこの論攷を公にすることにした。快く資料を提供いただいた金子先生、柴田氏、石川氏に篤く御礼申し上げます。